

電気通信事業法施行規則の一部改正について

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」
(令和3年7月7日 情報通信審議会答申) を踏まえた
ユニバーサルサービス制度の改正

令和3年12月3日
総合通信基盤局
料金サービス課

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月7日 情報通信審議会答申)の概要

- 災害時用公衆電話は、災害時における第一種公衆電話が果たしている役割を代替するものとしての位置づけを高めており「ユニバーサルサービス」として位置づけることが適当。
- 災害時用公衆電話は必然的に赤字となるサービスであることから、交付金による補填により、安定的な提供を確保する必要。
- 災害時用公衆電話は、これまで交付金による補填を行っていなかったことから、現在利用が減少している第一種公衆電話を効率化することにより、災害時用公衆電話への補填を合わせても総額として国民が負担している額を増やさないことが必要。
- 第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求めている台数を緩和*することが適当。利用者の利便性低下を軽減するため、第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。

※ 現在の市街地ではおおむね500m四方に一台それ以外の地域ではおおむね1km四方に一台のメッシュの基準をそれぞれ、1km四方に一台、2km四方に一台と設置台数を概ね1/4にすることに一定の妥当性。



答申を踏まえた制度改正の概要

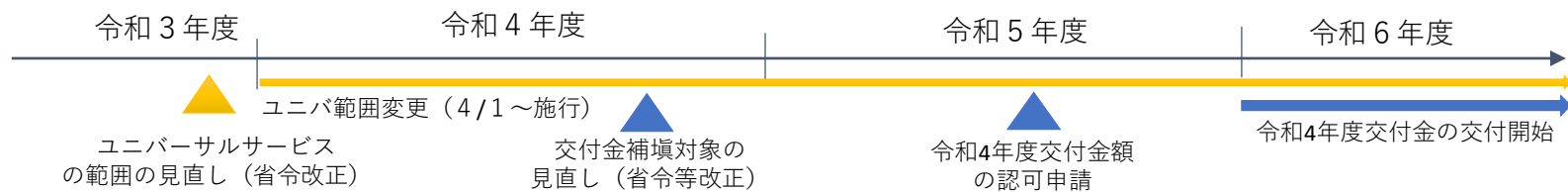
1 ユニバーサルサービスの範囲の見直し → **今回改正**

- ① 災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加 **【諮問対象】**
- ② 第一種公衆電話の設置基準の緩和 **【諮問対象】**
- ③ 公衆電話の設置及び利用実態把握のための報告内容の精緻化 **【諮問対象外】** 等

※ ①②は電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）、③は電気通信事業報告規則（以下「報告規則」という。）の改正

2 ユニバーサルサービス交付金の補填対象の見直し → 来年度関係省令等改正予定

- 第一種公衆電話の効率化を踏まえた災害時用公衆電話への補填の考え方の整理 等



ユニバーサルサービスの対象とする災害時用公衆電話に係る役務の定義（案）【施行規則第14条第2号の2（新設）】

災害時に避難所等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された①指定避難所その他の同項に規定する②避難所又は災害時に③帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設をいう。以下この号において同じ。）における公衆による電話の利用を確保するために地方公共団体の要請に基づき電気通信事業者が避難所等の収容人員おおむね百名当たり一回線の基準によりあらかじめ設置する固定端末系伝送路設備を用いて当該電気通信事業者が提供する音声伝送役務

1. 役務提供場所の考え方

- 「指定避難所」と「その他避難所」とで地域の居住者等を一時的に滞在させるという機能は変わらないことから両方を対象とする。
- 帰宅困難者対策拠点については、帰宅困難者が一時的に滞在し、休憩や宿泊等が可能な施設である「一時滞在施設」と、基本的に滞在することを想定せず、徒歩帰宅者に水やトイレ等の支援を行う「帰宅支援ステーション」が存在。
- 避難所と同様に帰宅困難者が一時的に滞在する施設である「一時滞在施設」はユニバーサルサービスの提供先として対象とする。
- 一方、「帰宅支援ステーション」は、滞在を目的とする施設ではなく、かつ対象となり得る施設数が多く今後の増加についても見込みを立てることが困難であることから、基礎的電気通信役務提供事業者の義務の範囲が著しく広範になる可能性が現時点では高いためユニバーサルサービスの提供先としては対象外とする。

【災害時用公衆電話公衆電話用回線設置施設及びユニバーサルサービスの対象とすべき災害時用公衆電話役務の提供施設】

	避難所		帰宅困難者対策拠点	
	指定避難所	その他避難所	一時滞在施設	帰宅支援ステーション
目的 ^{注1}	地域の避難住民の受け入れ		帰宅困難者等の受け入れ	徒歩帰宅者の支援
支援事項 ^{注1}	食料、水、毛布、トイレ、休憩場所、情報等		食料、水、毛布又はブランケット（アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート）、トイレ、休憩場所、情報等	水道水、トイレ、帰宅支援情報等
主な対象施設	小中学校、公民館 等		オフィスビル、ホテル 等	コンビニ等
施設数	79,821箇所 ^{注2}	不明 ^{注3}	東京都内1,137箇所 ^{注4} ほか各都市圏で設定	首都圏28,519箇所 ^{注5} 近畿圏12,136箇所 ^{注6}
災害時用公衆電話用回線設置状況	約4万箇所		約300箇所	約1,900箇所
ユニバ対象	①	②	③	×

注1 「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」（平成27年内閣府（防災））より

注2 R2.10.1現在 R3年防災白書より

注3 平成30年の内閣府防災のアンケート調査より指定避難所の指定を完了していない自治体は

全体の14%（うち約10%が全く指定を行っていない）

注4 R3.7.1現在 東京都HPより

注5 R2.5.31現在 防災首都圏ネット（九都県市首脳会議防災・危機管理対策委員会）HPより

注6 R3.9.23現在 関西広域連合HPより

2. 提供する役務の考え方

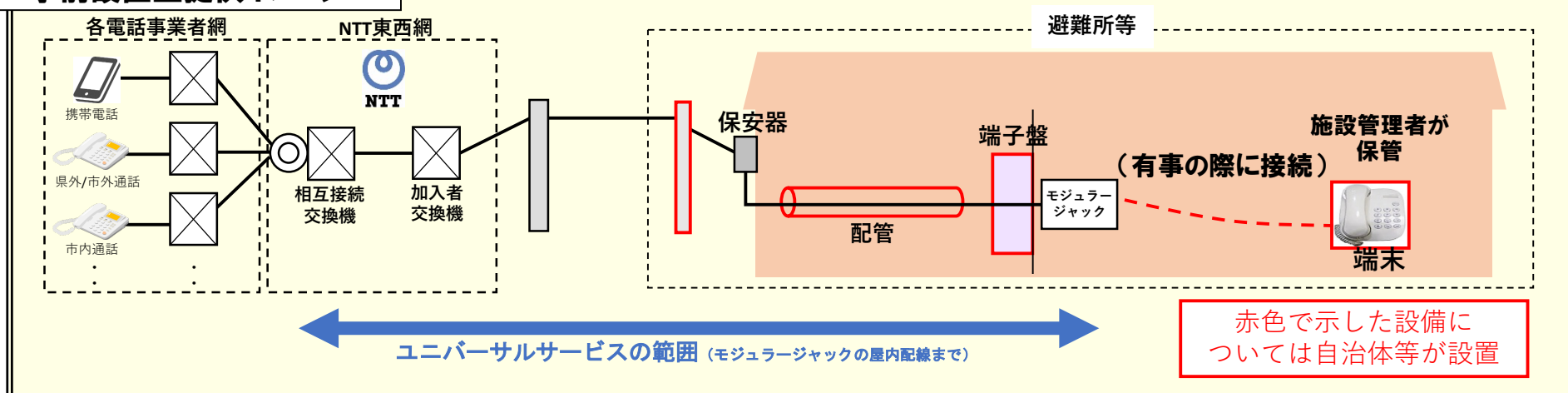
< 事前設置型と事後設置型 >

- 災害時用公衆電話の類型としては、あらかじめ地方自治体から設置を要請された避難所等にアクセス回線（固定端末系伝送路設備）を設置して、災害発生時に地方自治体等の施設管理者が端末をその回線に接続することで電話を行えるようにしている「事前設置型」と、災害発生後に地方自治体から要請を受けて臨時的に避難所等に設置する「事後設置型」が存在。
- 「事前設置型」と「事後設置型」は双方ともに、災害時に避難者等が通話するために設置される設備を用いて提供される役務であり、災害時における第一種公衆電話の代替性という観点では共通しているが、一方で「事後設置型」は臨時的に設置されその後撤去されることや、災害の態様等によって臨機応変に提供方法を検討する必要がある。これを踏まえ、画一的な設置基準を設け、当該サービスを定義して事前に契約約款の届出を求めること（電気通信事業法第19条）や、提供義務を課すこと（同法第25条）等の基礎的電気通信役務とすることによって生じる義務を課すことは、かえって災害時に避難者等による電話の利用の確保を困難とする可能性がある。
- したがって、災害時用公衆電話の役務のうち「事前設置型」のみを適切、公平かつ安定的な提供を求めるユニバーサルサービスとする。

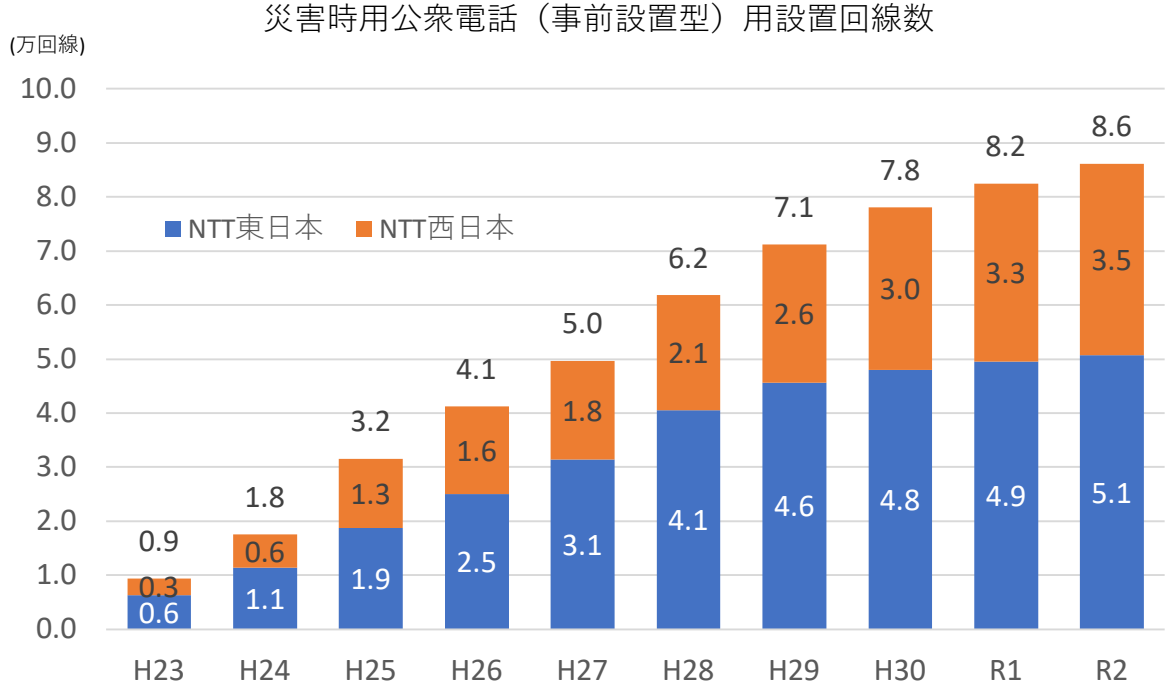
< 対象とする役務 >

- 災害時用公衆電話は利用目的に照らすと、通話の宛先が特定の地域に限られるものではなく、遠方の固定電話や携帯電話あての通話も十分に想定されることから、通話区分を特定せずユニバーサルサービスの対象とする（注）。
- （注）ユニバーサルサービスの提供に係る全ての費用が補填の対象となる訳ではなく、補填の対象範囲については別途検討する。
- また、現在の事前設置型の災害時用公衆電話用のアクセス回線が、概ね収容人員100人当たり1台の基準で設置されていることを踏まえ、回線設置数についても基準を設定。なお、NTT東日本・西日本は100人の避難時には約30家族がおり、1家族3分の通話をすると仮定した場合、最大待ち時間が2時間未満となるよう考慮して当該基準を設定している。

事前設置型提供イメージ



【参考】 事前設置型災害時用公衆電話用回線の設置状況（令和3年3月末時点）



災害時用公衆電話用回線の設置状況（令和3年3月末時点）

	設置回線数	設置箇所数	自治体数
NTT東日本	50,655	24,932	749
NTT西日本	35,463	20,188	884
合計	86,118	45,120	1,633

(参考) 市町村数1,718（北方領土の6村除く）
 災害対策基本法に基づく指定避難所 79,821箇所
 (R2.10.1現在 R3年防災白書より)

【参考】 事後設置型災害時用公衆電話の例

- 回線敷設のほか、ポータブル衛星電話、無線システム等を発災後に開設

例)熊本地震:
 2016/4/14発災、同日ポータブル衛星電話の設置要望

翌日4/15に設置

※設置場所の被災状況により設置に時間を要す場合あり



小型ポータブル衛星装置を用いた災害時用公衆電話の設置

- 災害の発生を受けて、地方自治体からの要請に基づき事後的に設置。
- 機動的な対応を図る必要があるため、ポータブル衛星等の装置を利用して公衆電話を設置。
- 長期間設置することが見込まれる場合はメタル回線を敷設する場合もある。

<情報通信審議会答申(令和3年7月)概要>

- 第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求めている台数を緩和*することが適当。
※ 現在の市街地ではおおむね500m四方に一台それ以外の地域ではおおむね1km四方に一台のメッシュの基準をそれぞれ、1km四方に一台、2km四方に一台と設置台数を概ね1/4にすることに一定の妥当性。
- 必ずしも、公衆電話の設置場所そのものが戸外である必要はなく、郵便ポストのように容易に出入りすることができる場所に重点的に設置することを重視し、設置場所が戸外か屋内かで第一種公衆電話か否かを区別するという運用を見直すことが適当である。 利用者の利便性低下を軽減するため、第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。

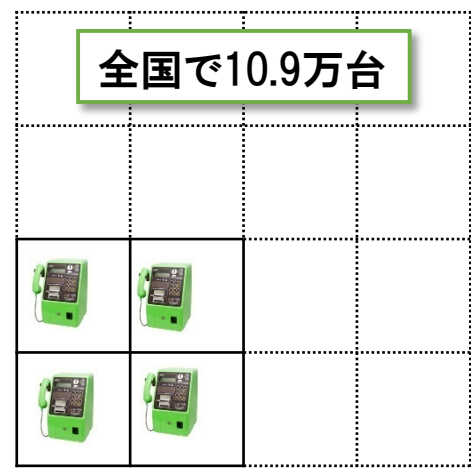
現行設置基準

社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500 m四方に一台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に一台の基準により設置される公衆電話機

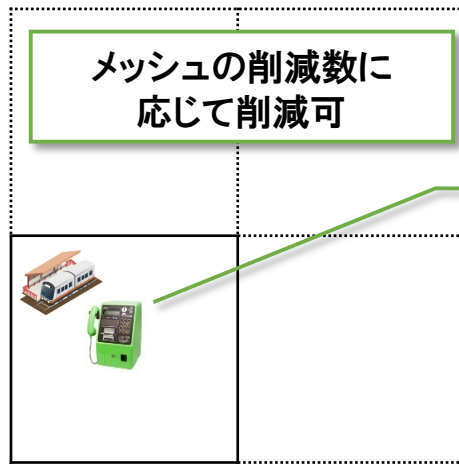
改正 (案)

社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、**公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置**される公衆電話機であつて、市街地においてはおおむね1km四方に一台、それ以外の地域においてはおおむね2km四方に一台の基準により設置されるもの

メッシュ基準緩和
 重点的に設置する場所の追記



単位面積：市街地で500m四方
(それ以外1km四方)



単位面積：市街地で1km四方
(それ以外2km四方)

利便性の低下を軽減するため、駅、小売店舗など公衆が容易に出入りすることができる場所への重点的な設置を義務づけ
(現在は設置場所に規制なし)

【参考】他のあまねく設置の例

- 小学校 約2万箇所
- 郵便局 約2.4万箇所
- 交番・駐在所 約1.2万箇所

【現行】

【改正案】 ※赤字部分が変更点

	設置場所・基準	提供する役務						
		アクセス回線	端末(電話機)	通話				
				市内	離島	緊急通報	その他	
第一種	メッシュ基準 市街地:500m 四方に一台 その他:1km 四方に一台	○	○	○	○	○	○	
第二種	NTT東西が自主的に設置場所を設定	○	○	○	○	○	○	
災害時用	事前設置型	避難所	○	(自治体)	○	○	○	○
		一時滞在施設	○	(同上)	○	○	○	○
		帰宅支援ステーション	○	(コンビニ等)	○	○	○	○
	事後設置型	避難所	(主に他社回線)	○	○	○	○	

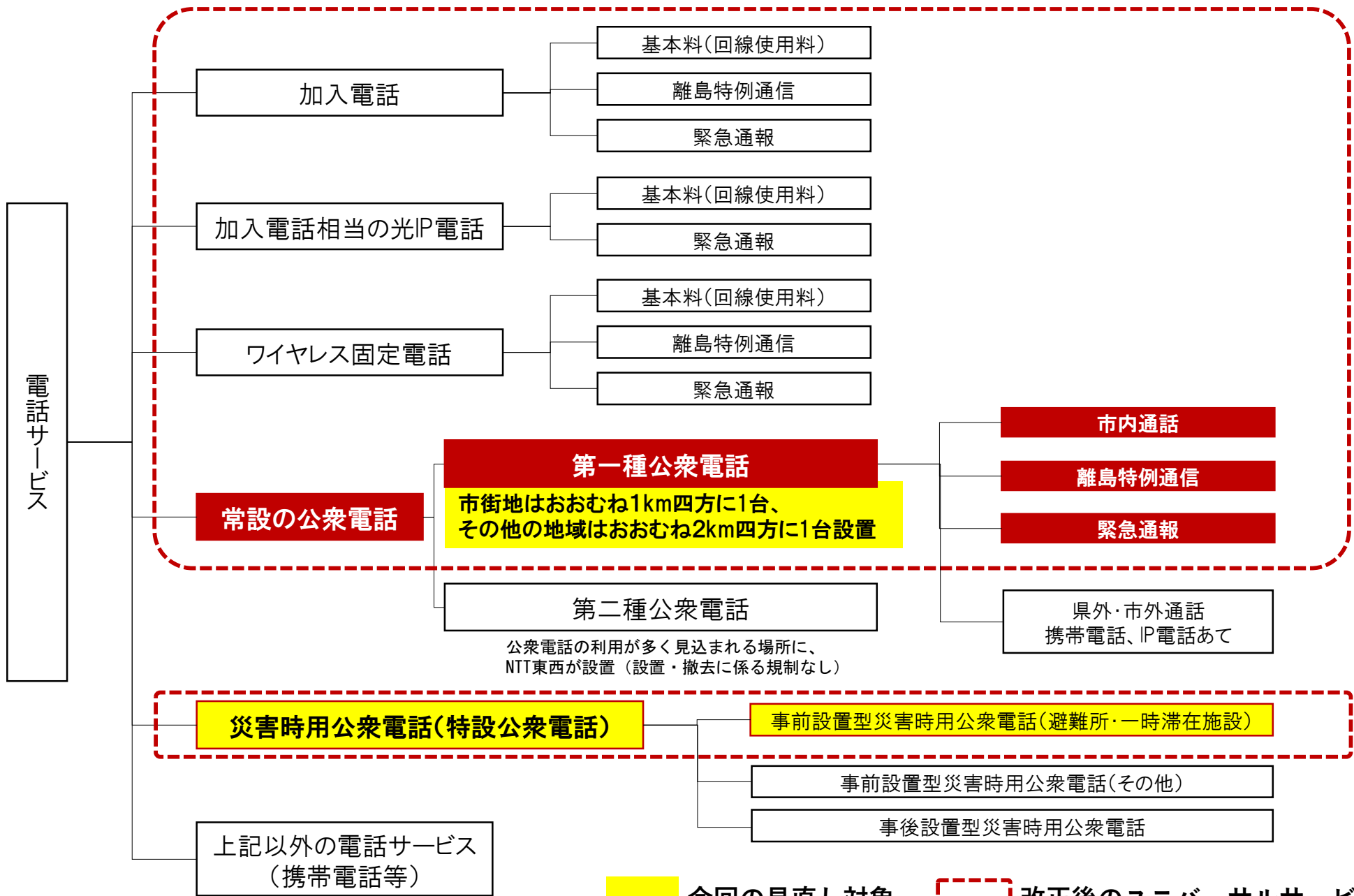


	設置場所・基準	提供する役務						
		アクセス回線	端末(電話機)	通話				
				市内	離島	緊急通報	その他	
第一種	メッシュ基準 市街地:1km 四方に一台 その他:2km 四方に一台	○	○	○	○	○	○	
第二種	NTT東西が自主的に設置場所を設定	○	○	○	○	○	○	
災害時用	事前設置型	避難所	○	(自治体)	○	○	○	○
		一時滞在施設	○	(同上)	○	○	○	○
		帰宅支援ステーション	○	(コンビニ等)	○	○	○	○
	事後設置型	避難所	(主に他社回線)	○	○	○	○	

○ ...NTT東西が実際に設置・提供している役務

□ ...設置基準

■ ...ユニバーサルサービス



 今回の見直し対象
 改正後のユニバーサルサービス

➤ 経過措置

① 施行日

令和4年4月1日

② 第一種公衆電話の設置基準についての経過規定

新施行規則では、必要となる設置台数を一辺を2倍、面積では4倍にしたメッシュにおおむね1台の基準としているが、現在の第一種公衆電話については一定の期間をかけて徐々に削減されていくことから、当分の間、現行の基準に基づき設置されている公衆電話についてユニバーサルサービスの対象とみなすこととする。

(理由)

- 省令改正後も当分の間は、現在の第一種公衆電話であって省令改正後は第一種公衆電話に位置付けられない公衆電話のうち撤去が行われていないもの（以下「旧第一種公衆電話」）についても契約約款に基づく適切なサービス提供が求められること。
- 今後ユニバーサルサービス交付金による補填対象を検討するにあたり、設置基準緩和に伴う撤去費用について交付金の対象とすることが適当である旨答申されていることから、旧第一種公衆電話についても引き続きユニバーサルサービスとし、第二種公衆電話とは区別しておく必要があること。

【情報通信審議会答申（令和3年7月）】該当部分

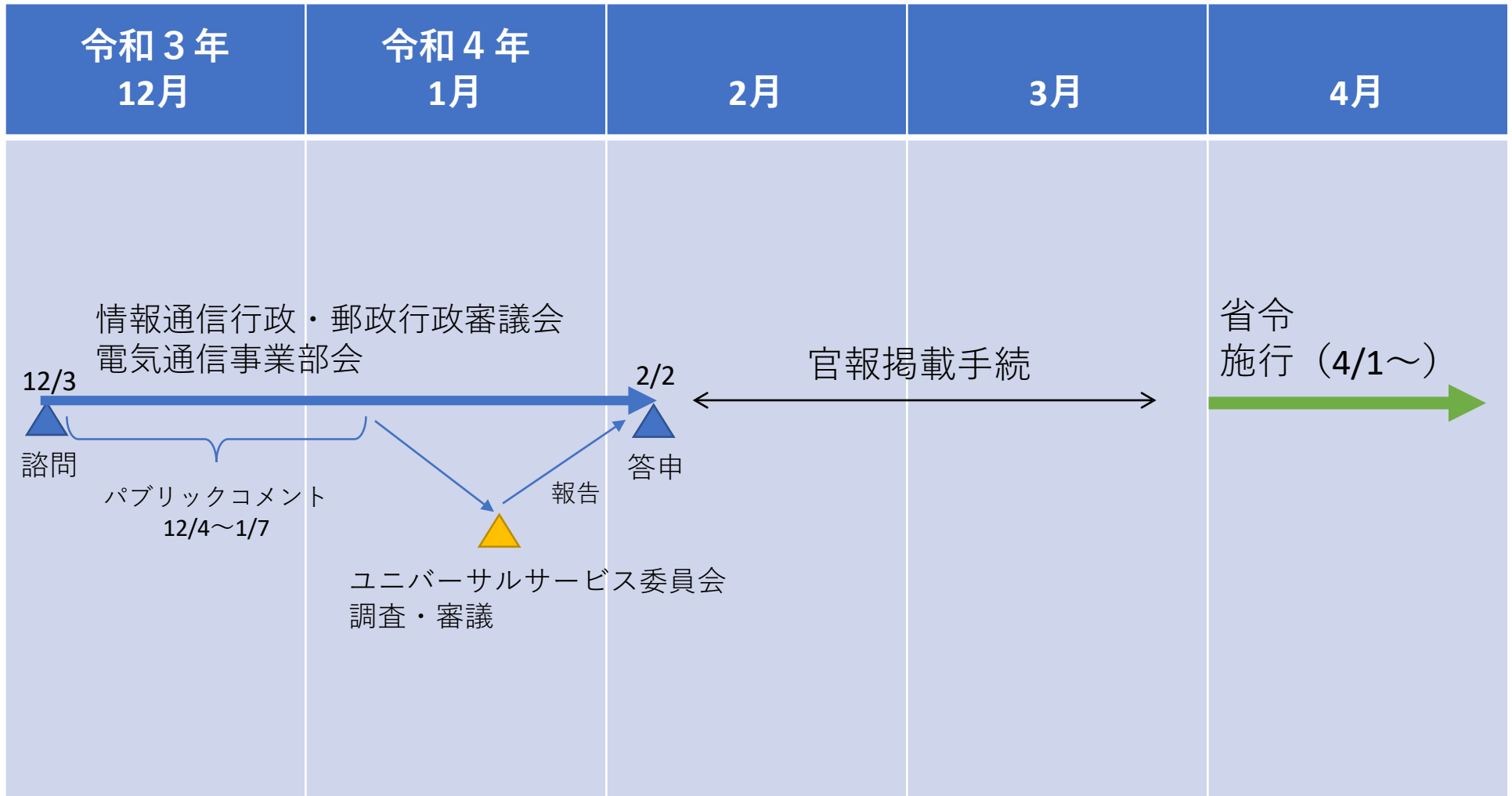
第5章 第一種公衆電話の補填について

第1節 基本的考え方

現在、第一種公衆電話に係る費用については、収入と費用を相殺する形で赤字分を全額補填している。現在の公衆電話の収支状況を踏まえると、全収容局において赤字という傾向に変化は見られないことから、引き続き、補填については同様の考え方を採ることとした上で、公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持（効率化に必要なとなる撤去費用を含む）については、交付金の対象とすることが適当である。

③ 災害時用公衆電話の契約約款の届出についての経過規定等

基礎的電気通信役務に関しては、その実施の日の7日前までに総務大臣あて届出を行う必要があるが、新施行規則施行の4月1日の時点ではすでに災害時公衆電話に係る役務は提供済みであることから、届出については施行7日前から施行後3ヶ月以内に行うことで足りる旨規定。



○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（基礎的電気通信役務の提供）

第七条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

一 （略）

二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね五百メートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台の基準により設置される公衆電話機をいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに該当するもの（前号に掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信 第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るもの

ロ 第一種公衆電話機に係る離島特例通信 次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの

（1） 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

（2） 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ 第一種公衆電話機に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの

三・四（略）

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

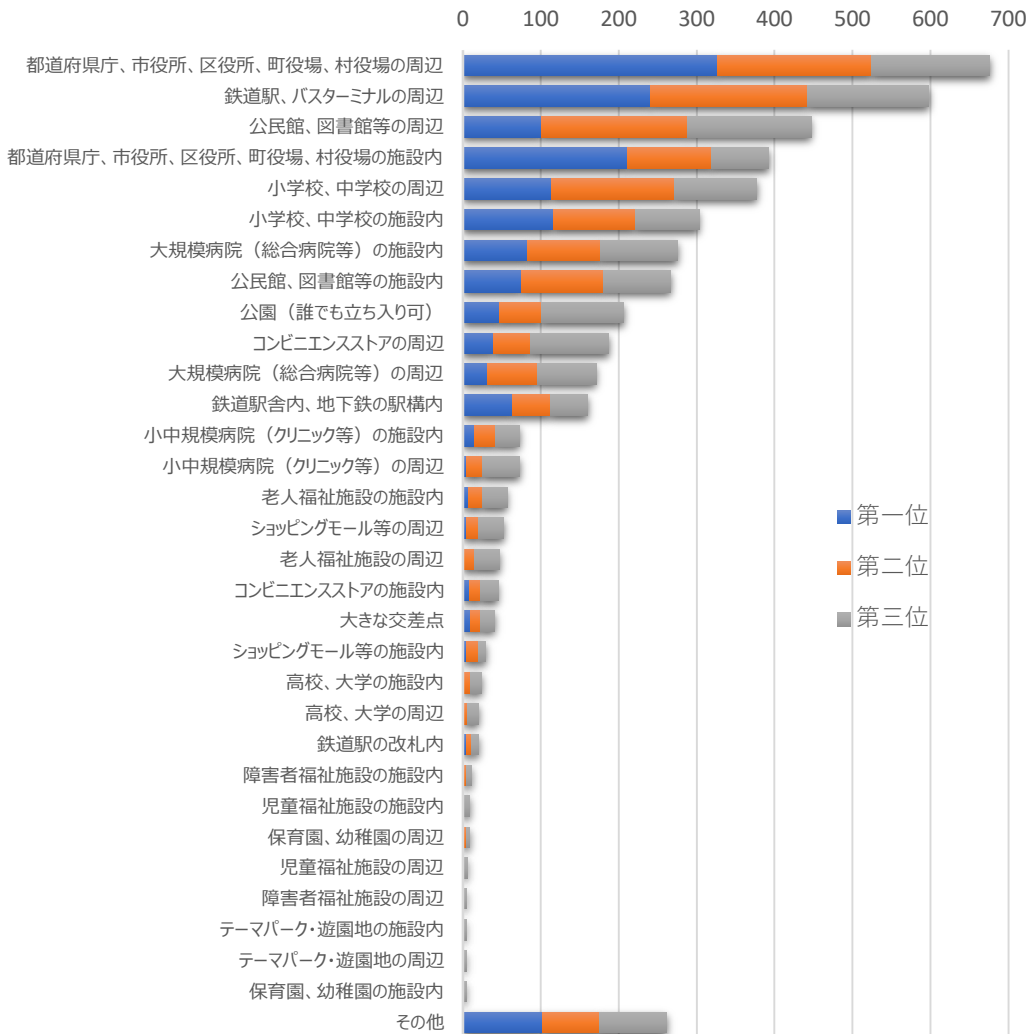
2・3 （略）

○ 総務省から地方公共団体（都道府県及び市町村）に対して公衆電話に関するアンケート調査を実施

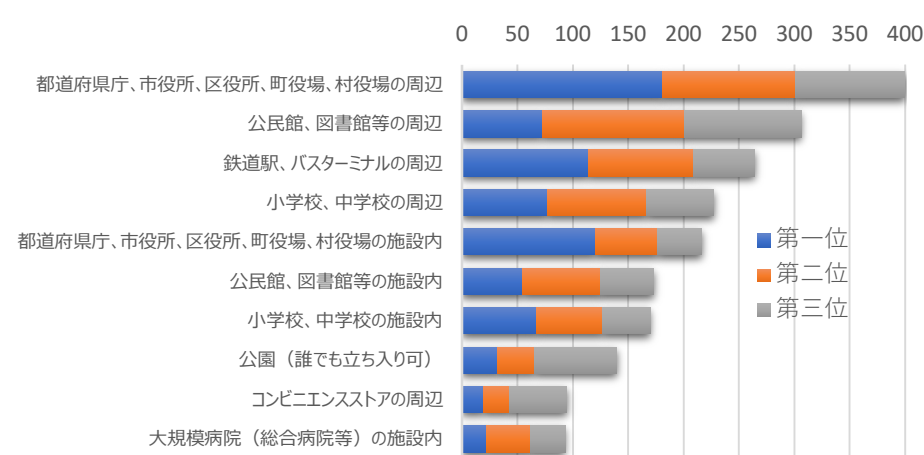
実施日 令和3年10月

回答数 1618/1788 団体

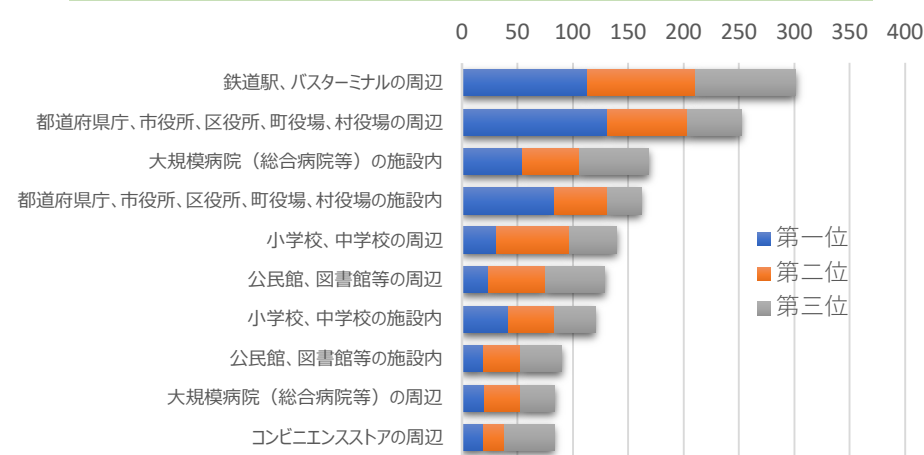
公衆電話を何処に残したいか（優先順位三位まで）



公衆電話を残す理由として災害対策である場合（上位10箇所）

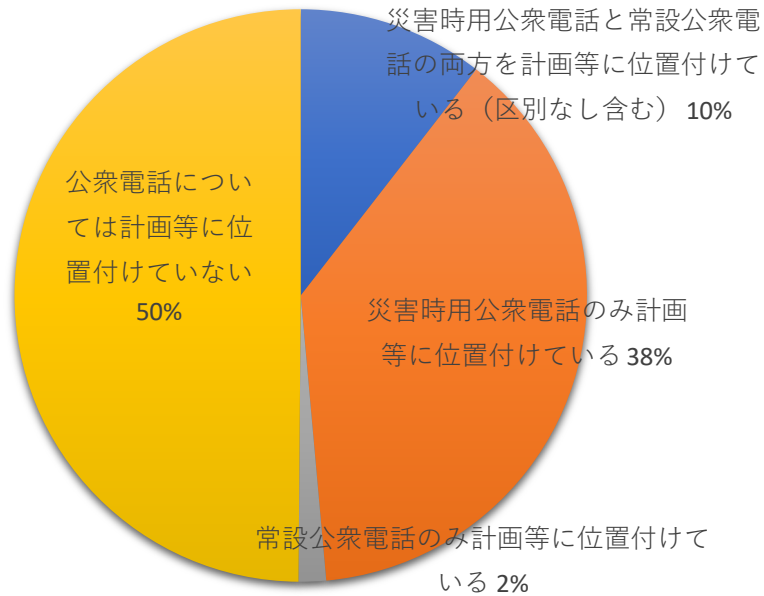


公衆電話を残す理由として平時の利用である場合（上位10箇所）

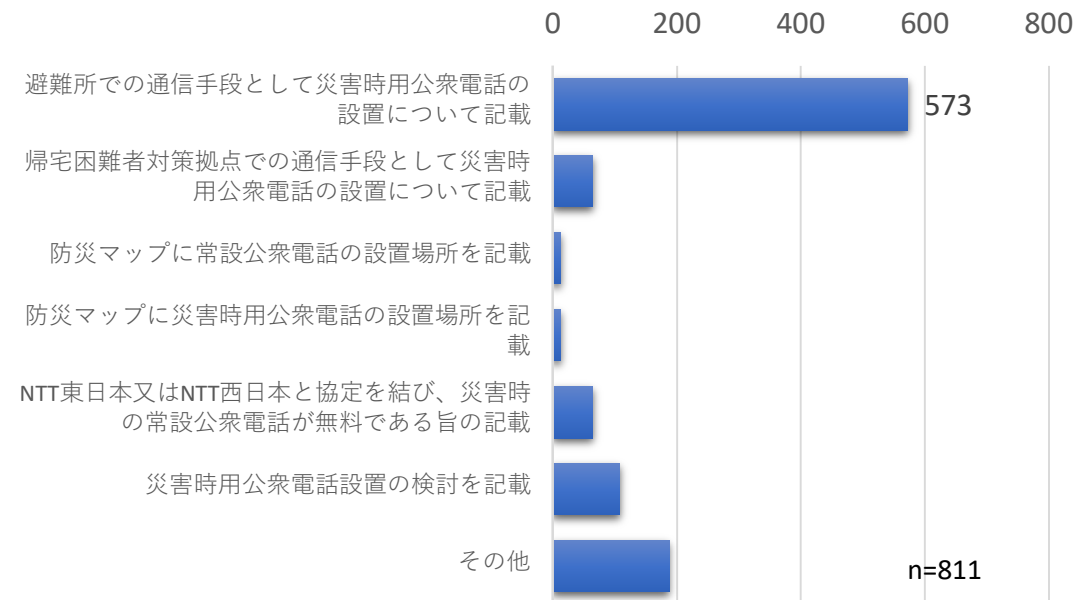


- ・地方公共団体の防災計画等に常設の公衆電話または災害時用公衆電話を記載しているかどうかという質問については、何らかの形で記載していると回答した自治体が50%を占めている。
- ・具体的な記載内容としては「避難所での通信手段としての災害時用公衆電話の設置」について記載しているという回答が一番多く、防災計画に位置付けている地方公共団体のうち約7割を占めている。

防災計画等に公衆電話を位置付けているか



計画等に位置付けている場合の具体的内容 (複数回答)

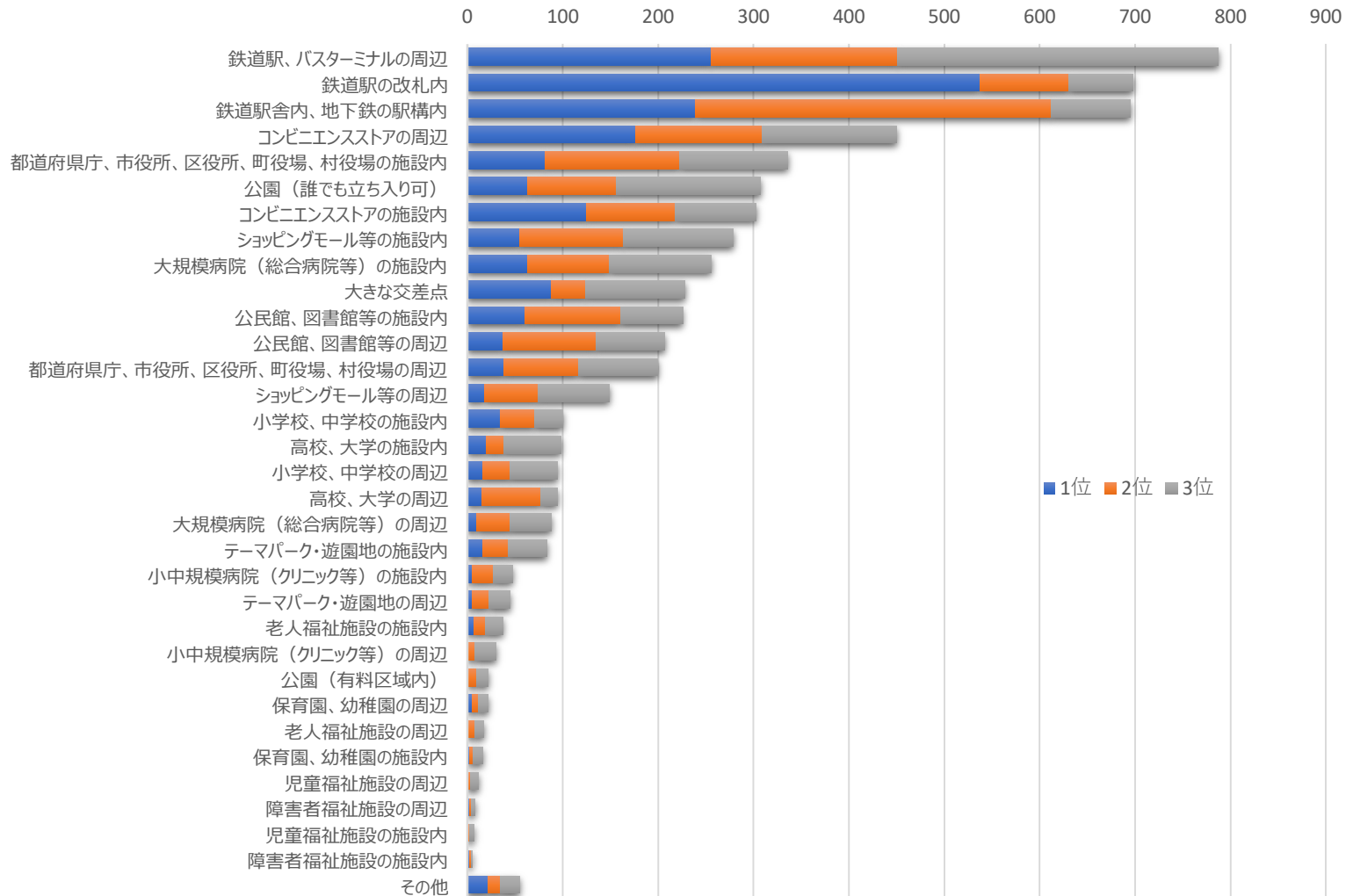


○ 総務省から利用者向けアンケート調査実施

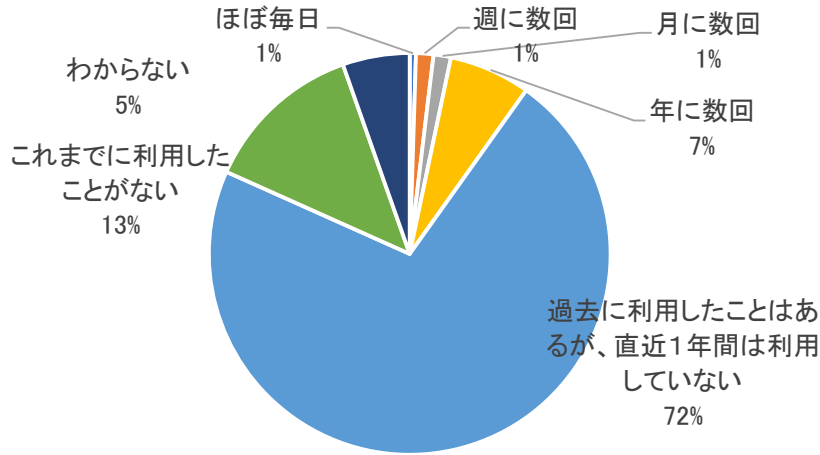
実施日 令和3年11月

回答数 2000

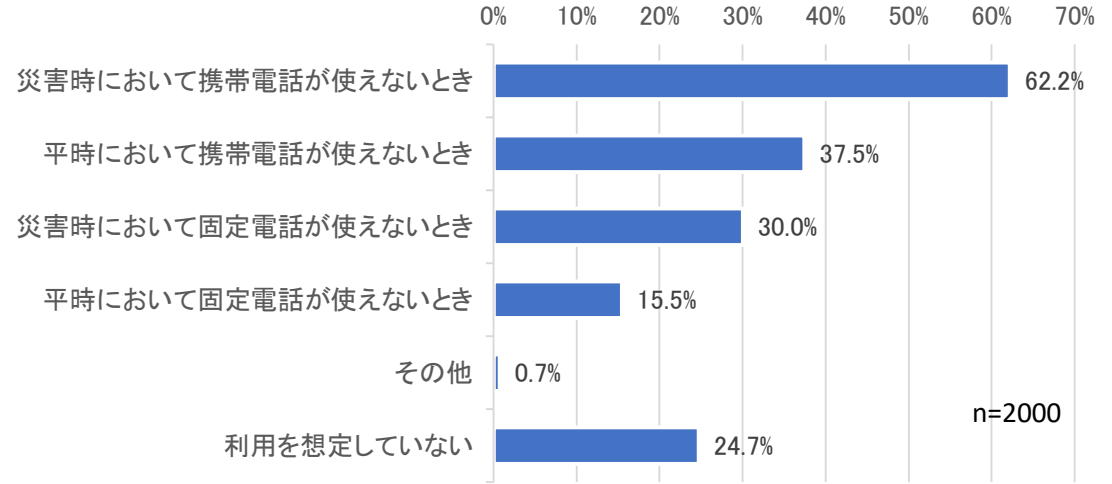
公衆電話がどこにあると便利ですか (上位3位まで)



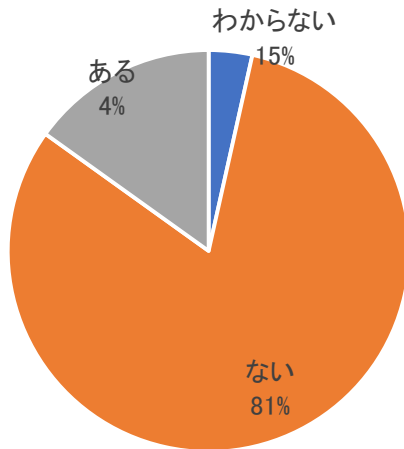
過去1年間における公衆電話の利用頻度はどのくらいですか



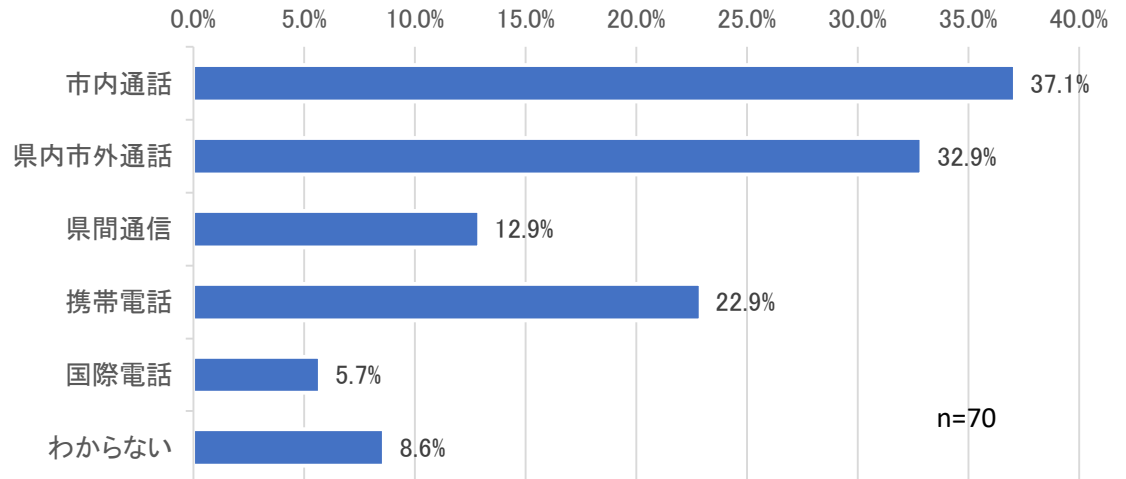
今後どのような状況で公衆電話を利用しますか



災害時用公衆電話を利用したことがありますか

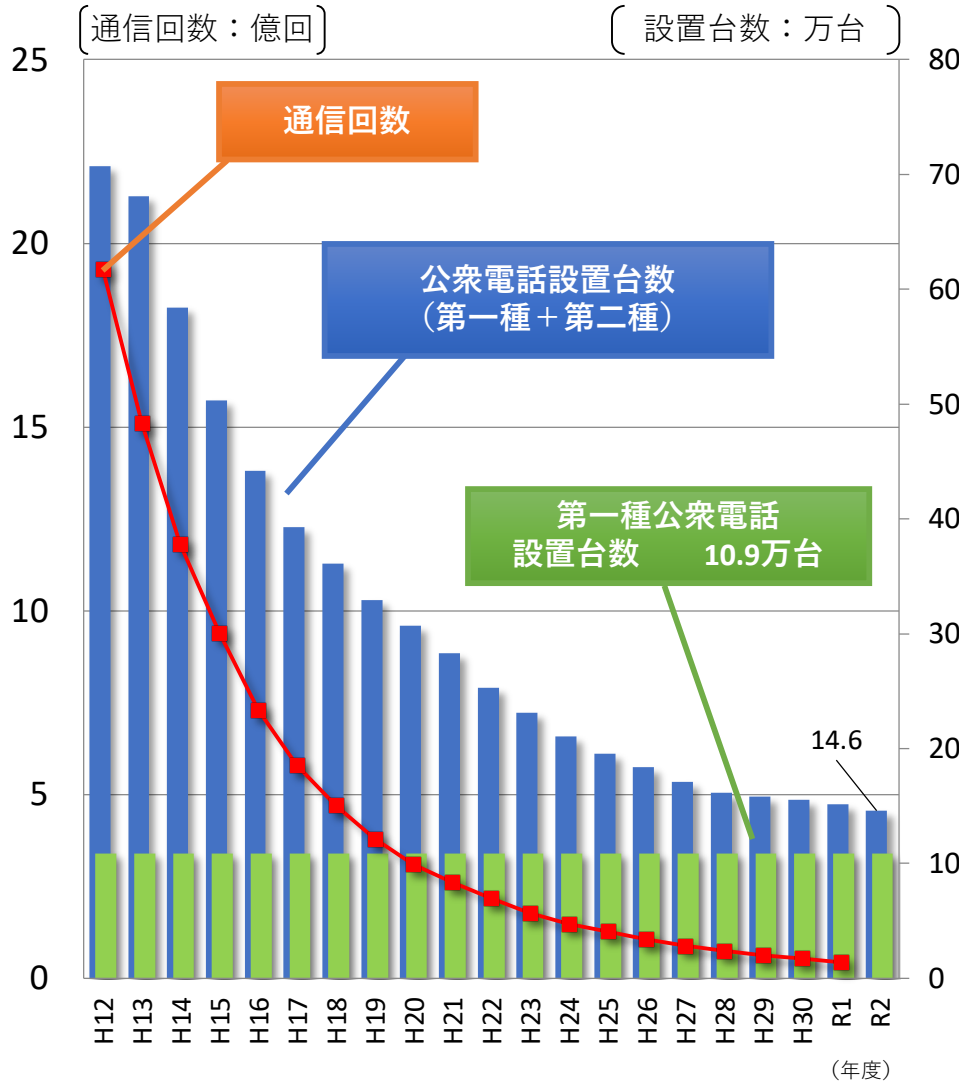


災害時用公衆電話の通話の相手方はどの区分に当てはまりますか



○常設の公衆電話の設置台数は年々減少しており、令和2年度末では14.6万台となっている。なお、第一種公衆電話は10.9万台を維持している。
 ○通信サービスの契約数の推移について、引き続き、携帯電話等の契約数が伸びている状況。

公衆電話設置台数及び通信回数推移



通信サービス契約数

